

費目別支出内容一覧表

議員名 西嶋 裕作

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ 事務費 ・人件費			整理番号	1-1	
事業内容	携帯電話使用料					
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容		
	4月分	12,595	3,131	うち携帯電話6,262円		
	5月分	12,658	3,157	うち携帯電話6,315円		
	6月分	12,692	3,157	うち携帯電話6,314円		
	7月分	12,606	3,157	うち携帯電話6,314円		
	8月分	12,654	3,155	うち携帯電話6,311円		
	9月分	12,950	3,149	うち携帯電話6,298円		
	10月分	12,641	3,149	うち携帯電話6,298円		
	11月分	12,668	3,175	うち携帯電話6,350円		
	12月分	12,651	3,154	うち携帯電話6,308円		
	1月分	13,256	3,150	うち携帯電話6,301円		
	2月分	13,370	3,160	うち携帯電話6,320円		
	3月分	13,188	3,155	うち携帯電話6,310円		
	《合計》	153,929	37,849			
按分割合 積算根拠	政務活動（50%） 政務活動（50%）+その他の活動（50%） ※月ごとに按分（1円未満切り捨て）					

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料（公共交通機関利用料を含む）を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-2
【領収書その他の書面の添付欄】			
領収書等に宛名の無いものは 西島裕作宛てに 提出して下さい			
115	30-05-01 048 RT	*12,595	トコモ ケイタイ
119 201	30-05-31 048 RT	*12,658	トコモ ケイタイ
605	30-07-02 048 RT	*12,692	トコモ ケイタイ
611	30-07-31 044 RT	*12,606	トコモ ケイタイ
618	30-08-31 048 RT	*12,654	トコモ ケイタイ
622	30-10-01 044 RT	*12,950	トコモ ケイタイ
706	30-10-31 048 RT	*12,641	トコモ ケイタイ
712	30-11-30 185 RT	*12,668	トコモ ケイタイ
717	31-01-04 185 RT	*12,651	トコモ ケイタイ
103	31-01-31 044 RT	*13,256	トコモ ケイタイ
107	31-02-28 044 RT	*13,370	トコモ ケイタイ
110	31-04-01 044 RT	*13,188	トコモ ケイタイ
携帯電話及びインターネット(携帯電話含む)使用料			
この携帯電話使用料については 振込により充当			

費目別支出内容一覧表

議員名 西嶋 裕作

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ 事務費 ・人件費	整理番号	2-1		
事業内容	固定電話使用料				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月分	15,475	4,573	電報代6,328円除く	
	5月分	8,793	4,396		
	6月分	24,786	4,569	電報代15,648円除く	
	7月分	11,607	4,513	電報代2,581円除く	
	8月分	12,482	4,583	電報代3,315円除く	
	9月分	11,067	4,526	電報代2,014円除く	
	10月分	18,025	4,569	電報代8,887円除く	
	11月分	8,760	4,380		
	12月分	12,013	4,602	電報代2,808円除く	
	1月分	8,825	4,412		
	2月分	9,225	4,612		
	3月分	13,886	6,943		
	《合計》	154,944	56,678		
按分割合 積算根拠	政務活動 (50%) 政務活動 (50%) + その他の活動 (50%) ※月ごとに按分 (1円未満切り捨て)				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
 報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

振替払込請求書兼 通常払込料金 加入者負担 受領証 (金融機関控) (ay-easy)	[印記] 加入者名	金額	お客様番号	請求年月	請求日	金融機関用取納連絡先	備考
	NTTファイナンス株式会社	15,475 円	4706-0188-27004	2018年 4月	25日	TEL 0120-30-04-26 874-569	山口神田 郵便局 〒(55345) N94270009
			[住所等] 非表示払込票				
			ご請求先住所氏名				
			西嶋 裕作 様				

この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)

振替払込請求書兼 通常払込料金 加入者負担 受領証 (金融機関控) (ay-easy)	[印記] 加入者名	金額	お客様番号	請求年月	請求日	金融機関用取納連絡先	備考
	NTTファイナンス株式会社	8,793 円	4706-0188-27004	2018年 5月	25日	TEL 0120-30-05-25 874-569	山口神田 郵便局 〒(55345) N94170007
			[住所等] 非表示払込票				
			ご請求先住所氏名				
			西嶋 裕作 様				

この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)

振替払込請求書兼 通常払込料金 加入者負担 受領証 (金融機関控) (ay-easy)	[印記] 加入者名	金額	お客様番号	請求年月	請求日	金融機関用取納連絡先	備考
	NTTファイナンス株式会社	24,786 円	4706-0188-27004	2018年 6月	25日	TEL 0120-30-06-25 874-569	山口神田 郵便局 〒(55345) N94110009
			[住所等] 非表示払込票				
			ご請求先住所氏名				
			西嶋 裕作 様				

この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)


振替払込請求書兼 通常払込料金 加入者負担 受領証 (金融機関控) (ay-easy)	[印記] 加入者名	金額	お客様番号	請求年月	請求日	金融機関用取納連絡先	備考
	NTTファイナンス株式会社	11,607 円	4706-0188-27004	2018年 7月	25日	TEL 0120-30-07-24 874-569	山口神田 郵便局 〒(55345) N94130007
			[住所等] 非表示払込票				
			ご請求先住所氏名				
			西嶋 裕作 様				

この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】


 振替払込請求書兼
受領証 (金融機関控)

通常払込料金
加入者負担

口座番号	[REDACTED]	加入者名	NTTファイナンス株式会社	金額	12,482 円
お客様番号	4706-0188-27004	お支払月	2018年 8月	請求分	8月27日
(住所等非表示払込票)					
請求先住所氏名 西嶋 裕作 様					
金融機関用取納連絡先 TEL 0120 30-08-24 874-569 山口神田郵便局 附 (55345) N94280016					

切り取りをお出しください。

この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・V/S店舗保管)


 振替払込請求書兼
受領証 (金融機関控)

通常払込料金
加入者負担

口座番号	[REDACTED]	加入者名	NTTファイナンス株式会社	金額	11,067 円
お客様番号	4706-0188-27004	お支払月	2018年 9月	請求分	9月25日
(住所等非表示払込票)					
請求先住所氏名 西嶋 裕作 様					
金融機関用取納連絡先 TEL 0120 30-09-25 874-569 山口神田郵便局 附 (55345) N94310015					

切り取りをお出しください。

この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・V/S店舗保管)


 振替払込請求書兼
受領証 (金融機関控)

通常払込料金
加入者負担

口座番号	[REDACTED]	加入者名	NTTファイナンス株式会社	金額	18,025 円
お客様番号	4706-0188-27004	お支払月	2018年 10月	請求分	10月25日
(住所等非表示払込票)					
請求先住所氏名 西嶋 裕作 様					
金融機関用取納連絡先 TEL 0120 30-10-25 874-569 山口神田郵便局 附 (55345) N94140008					

切り取りをお出しください。

この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・V/S店舗保管)

 振替払込請求書兼
受領証 (金融機関控)

通常払込料金
加入者負担

口座番号	[REDACTED]	加入者名	NTTファイナンス株式会社	金額	8,760 円
お客様番号	4706-0188-27004	お支払月	2018年 11月	請求分	11月26日
(住所等非表示払込票)					
請求先住所氏名 西嶋 裕作 様					
金融機関用取納連絡先 TEL 0120 30-11-26 874-569 山口神田郵便局 附 (55345) N94370008					


切り取りをお出しください。

この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・V/S店舗保管)


領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-4
----	-----	------	-----


【領収書その他の書面の添付欄】

 振替払込請求書兼 受領証 (金融機関控)	通常払込料金 加入者負担 [印字番号]	加入者名 NTTファイナンス株式会社	金額 12,013 円	お客様番号 4706-0188-27004	請求日 2018年12月25日	請求先住所氏名 西嶋 裕作 様 (住所等非表示払込番)	金融機関用取込連絡先 TEL 0120-874-569 山口神田郵便局 附 (55345) N94390028
--	---------------------------	-----------------------	----------------	--------------------------	--------------------	-----------------------------------	---


☒ 切り取らないでお出しください。

 振替払込請求書兼 受領証 (金融機関控)	通常払込料金 加入者負担 [印字番号]	加入者名 NTTファイナンス株式会社	金額 8,825 円	お客様番号 4706-0188-27004	請求日 2019年1月25日	請求先住所氏名 西嶋 裕作 様 (住所等非表示払込番)	金融機関用取込連絡先 TEL 0120-874-569 山口神田郵便局 附 (55345) N94280007
---	---------------------------	-----------------------	---------------	--------------------------	-------------------	-----------------------------------	---

☒ 切り取らないでお出しください。

 振替払込請求書兼 受領証 (金融機関控)	通常払込料金 加入者負担 [印字番号]	加入者名 NTTファイナンス株式会社	金額 9,225 円	お客様番号 4706-0188-27004	請求日 2019年2月25日	請求先住所氏名 西嶋 裕作 様 (住所等非表示払込番)	金融機関用取込連絡先 TEL 0120-874-569 山口神田郵便局 附 (55345) N94130003
--	---------------------------	-----------------------	---------------	--------------------------	-------------------	-----------------------------------	---

☒ 切り取らないでお出しください。

 振替払込請求書兼 受領証 (金融機関控)	通常払込料金 加入者負担 [印字番号]	加入者名 NTTファイナンス株式会社	金額 13,886 円	お客様番号 4706-0188-27004	請求日 2019年3月25日	請求先住所氏名 西嶋 裕作 様 (住所等非表示払込番)	金融機関用取込連絡先 TEL 0120-874-569 山口神田郵便局 附 (55345) N94330016
--	---------------------------	-----------------------	----------------	--------------------------	-------------------	-----------------------------------	---

☒ 切り取らないでお出しください。

この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)

この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)

この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)

この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)




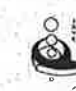
費目別支出内容一覧表

議員名 西嶋 裕作





費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費			整理番号	3-1	
事業内容	インターネット使用料					
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容		
	4月分	2,657	2,657			
	5月分	2,657	2,657			
	6月分	2,657	2,657			
	7月分	2,657	2,657			
	8月分	2,657	2,657			
	9月分	2,657	2,657			
	10月分	2,657	2,657			
	11月分	2,657	2,657			
	12月分	2,657	2,657			
	1月分	2,657	2,657			
	2月分	2,657	2,657			
	3月分	2,657	2,657			
	《合計》	31,884	31,884			
按分割合 積算根拠	<u>政務活動（100%）</u> 政務活動（100%）					

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料（公共交通機関利用料を含む）を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2 - 4
【領収書その他の書面の添付欄】			
 振替払込請求書兼受領証(金融機関控)			
通常払込料金 加入者負担		加入者負担	
加入者名	NTTファイナンス株式会社		
金額	2,657 円		
お客様番号	5090-0082-50787		
2018年 8月ご請求分	請求日	9月10日	
ご請求先住所氏名 西嶋 裕作 様			
金融機関用取納連絡先	TEL 0120 30-09-25 874-569 山口神田郵便局		
備考	附 (55345) N94310016		
この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)			
✕ 切り取らないでお出しください。			
 振替払込請求書兼受領証(金融機関控)			
通常払込料金 加入者負担		加入者負担	
加入者名	NTTファイナンス株式会社		
金額	2,657 円		
お客様番号	5090-0082-50787		
2018年 9月ご請求分	請求日	10月10日	
ご請求先住所氏名 西嶋 裕作 様			
金融機関用取納連絡先	TEL 0120 30-10-25 874-569 山口神田郵便局		
備考	附 (55345) N94140007		
この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)			
✕ 切り取らないでお出しください。			
 振替払込請求書兼受領証(金融機関控)			
通常払込料金 加入者負担		加入者負担	
加入者名	NTTファイナンス株式会社		
金額	2,657 円		
お客様番号	5090-0082-50787		
2018年 10月ご請求分	請求日	11月12日	
ご請求先住所氏名 西嶋 裕作 様			
金融機関用取納連絡先	TEL 0120 30-11-26 874-569 山口神田郵便局		
備考	附 (55345) N94370009		
この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)			
✕ 切り取らないでお出しください。			
 振替払込請求書兼受領証(金融機関控)			
通常払込料金 加入者負担		加入者負担	
加入者名	NTTファイナンス株式会社		
金額	2,657 円		
お客様番号	5090-0082-50787		
2018年 11月ご請求分	請求日	12月10日	
ご請求先住所氏名 西嶋 裕作 様			
金融機関用取納連絡先	TEL 0120 30-12-25 874-569 山口神田郵便局		
備考	附 (55345) N94390027		
この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)			
✕ 切り取らないでお出しください。			


領収書等添付票


費目	事務費	整理番号	3.3														
【領収書その他の書面の添付欄】																	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;">  <p style="font-size: 8px;">振替払込請求書兼 受領証(金融機関控)</p> </div> <div style="width: 85%; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; font-size: 8px;">口座番号</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">加入者名</td> <td style="text-align: center; font-size: 18px;">NTTファイナンス株式会社</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">金額</td> <td style="text-align: center; font-size: 18px;">2,657 円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">お客様番号</td> <td style="font-size: 12px;">5090-0082-50787</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">2018年 4月ご請求分</td> <td style="font-size: 12px;">5月10日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="font-size: 8px;">ご請求先住所氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">西嶋 裕作 様</td> </tr> </table> </div> </div>				口座番号	XXXXXXXXXX	加入者名	NTTファイナンス株式会社	金額	2,657 円	お客様番号	5090-0082-50787	2018年 4月ご請求分	5月10日	ご請求先住所氏名		西嶋 裕作 様	
口座番号	XXXXXXXXXX																
加入者名	NTTファイナンス株式会社																
金額	2,657 円																
お客様番号	5090-0082-50787																
2018年 4月ご請求分	5月10日																
ご請求先住所氏名																	
西嶋 裕作 様																	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;">  <p style="font-size: 8px;">振替払込請求書兼 受領証(金融機関控)</p> </div> <div style="width: 85%; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; font-size: 8px;">口座番号</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">加入者名</td> <td style="text-align: center; font-size: 18px;">NTTファイナンス株式会社</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">金額</td> <td style="text-align: center; font-size: 18px;">2,657 円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">お客様番号</td> <td style="font-size: 12px;">5090-0082-50787</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">2018年 5月ご請求分</td> <td style="font-size: 12px;">6月11日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="font-size: 8px;">ご請求先住所氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">西嶋 裕作 様</td> </tr> </table> </div> </div>				口座番号	XXXXXXXXXX	加入者名	NTTファイナンス株式会社	金額	2,657 円	お客様番号	5090-0082-50787	2018年 5月ご請求分	6月11日	ご請求先住所氏名		西嶋 裕作 様	
口座番号	XXXXXXXXXX																
加入者名	NTTファイナンス株式会社																
金額	2,657 円																
お客様番号	5090-0082-50787																
2018年 5月ご請求分	6月11日																
ご請求先住所氏名																	
西嶋 裕作 様																	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;">  <p style="font-size: 8px;">振替払込請求書兼 受領証(金融機関控)</p> </div> <div style="width: 85%; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; font-size: 8px;">口座番号</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">加入者名</td> <td style="text-align: center; font-size: 18px;">NTTファイナンス株式会社</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">金額</td> <td style="text-align: center; font-size: 18px;">2,657 円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">お客様番号</td> <td style="font-size: 12px;">5090-0082-50787</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">2018年 6月ご請求分</td> <td style="font-size: 12px;">7月10日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="font-size: 8px;">ご請求先住所氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">西嶋 裕作 様</td> </tr> </table> </div> </div>				口座番号	XXXXXXXXXX	加入者名	NTTファイナンス株式会社	金額	2,657 円	お客様番号	5090-0082-50787	2018年 6月ご請求分	7月10日	ご請求先住所氏名		西嶋 裕作 様	
口座番号	XXXXXXXXXX																
加入者名	NTTファイナンス株式会社																
金額	2,657 円																
お客様番号	5090-0082-50787																
2018年 6月ご請求分	7月10日																
ご請求先住所氏名																	
西嶋 裕作 様																	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;">  <p style="font-size: 8px;">振替払込請求書兼 受領証(金融機関控)</p> </div> <div style="width: 85%; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; font-size: 8px;">口座番号</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">加入者名</td> <td style="text-align: center; font-size: 18px;">NTTファイナンス株式会社</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">金額</td> <td style="text-align: center; font-size: 18px;">2,657 円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">お客様番号</td> <td style="font-size: 12px;">5090-0082-50787</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">2018年 7月ご請求分</td> <td style="font-size: 12px;">8月10日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="font-size: 8px;">ご請求先住所氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">西嶋 裕作 様</td> </tr> </table> </div> </div>				口座番号	XXXXXXXXXX	加入者名	NTTファイナンス株式会社	金額	2,657 円	お客様番号	5090-0082-50787	2018年 7月ご請求分	8月10日	ご請求先住所氏名		西嶋 裕作 様	
口座番号	XXXXXXXXXX																
加入者名	NTTファイナンス株式会社																
金額	2,657 円																
お客様番号	5090-0082-50787																
2018年 7月ご請求分	8月10日																
ご請求先住所氏名																	
西嶋 裕作 様																	
<input checked="" type="checkbox"/> 切り取りしないでください。 <div style="float: right; font-size: 8px;"> 金融機関用取納連絡先 TEL 0120-30-05-25 874-569 山口神田郵便局 附 (55345) N94170008 </div>																	
<input checked="" type="checkbox"/> 切り取りしないでください。 <div style="float: right; font-size: 8px;"> 金融機関用取納連絡先 TEL 0120-30-06-25 874-569 山口神田郵便局 附 (55345) N94110011 </div>																	
<input checked="" type="checkbox"/> 切り取りしないでください。 <div style="float: right; font-size: 8px;"> 金融機関用取納連絡先 TEL 0120-30-07-24 874-569 山口神田郵便局 附 (55345) N94130008 </div>																	
<input checked="" type="checkbox"/> 切り取りしないでください。 <div style="float: right; font-size: 8px;"> 金融機関用取納連絡先 TEL 0120-30-08-24 874-569 山口神田郵便局 附 (55345) N94280015 </div>																	
この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)																	


領収書等添付票


費目	事務費	整理番号	3-4
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

 振替払込請求書兼
受領証 (金融機関控)

 振替払込請求書兼
受領証 (金融機関控)

 振替払込請求書兼
受領証 (金融機関控)

 振替払込請求書兼
受領証 (金融機関控)

加入者番号 [REDACTED]	加入者名 NTTファイナンス株式会社	金額 2,657 円	お客様番号 5090-0082-50787	請求月 2019年 3月	請求日 10日
お客様番号 5090-0082-50787					
請求月 2019年 3月					
請求日 10日					
請求先住所氏名 西嶋 裕作 様					
金融機関用取納連絡先 TEL 0120 31-03-29 874-569					
〒55345 山口市神田郵便局					
備考 N94370006					

加入者番号 [REDACTED]	加入者名 NTTファイナンス株式会社	金額 2,657 円	お客様番号 5090-0082-50787	請求月 2019年 2月	請求日 11日
お客様番号 5090-0082-50787					
請求月 2019年 2月					
請求日 11日					
請求先住所氏名 西嶋 裕作 様					
金融機関用取納連絡先 TEL 0120 31-03-25 874-569					
〒55345 山口市神田郵便局					
備考 N94330015					

加入者番号 [REDACTED]	加入者名 NTTファイナンス株式会社	金額 2,657 円	お客様番号 5090-0082-50787	請求月 2019年 1月	請求日 12日
お客様番号 5090-0082-50787					
請求月 2019年 1月					
請求日 12日					
請求先住所氏名 西嶋 裕作 様					
金融機関用取納連絡先 TEL 0120 31-02-26 874-569					
〒55345 山口市神田郵便局					
備考 N94130004					

加入者番号 [REDACTED]	加入者名 NTTファイナンス株式会社	金額 2,657 円	お客様番号 5090-0082-50787	請求月 2018年 12月	請求日 10日
お客様番号 5090-0082-50787					
請求月 2018年 12月					
請求日 10日					
請求先住所氏名 西嶋 裕作 様					
金融機関用取納連絡先 TEL 0120 31-01-24 874-569					
〒55345 山口市神田郵便局					
備考 N94280006					

切り取り線をお出しいただきます。

この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)

費目別支出内容一覧表

議員名 西嶋 裕作



費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ 事務費 ・人件費			整理番号	4-1
事業内容	NHK受信料				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月～3月分	26,760	15,120	うち地上契約1,260円/月×12月を充当	
		《合計》	26,760	15,120	
按分割合 積算根拠	<u>政務活動 (100%)</u> 政務活動 (100%)				



- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	4-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】


 放送受信料領収証	
西嶋 裕作 様 お客様番号 266-9132-767 振替日 平成30年 4月26日	
領収金額 (消費税を含みます) 4,460 円	お支払期間 平成30年 4月 ~ 平成30年 5月 件数 衛星契約 1
取扱金融機関 口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	次回振替予定日 平成30年 6月26日
上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。	
日本放送協会 	



 放送受信料領収証	
西嶋 裕作 様 お客様番号 266-9132-767 振替日 平成30年 6月26日	
領収金額 (消費税を含みます) 4,460 円	お支払期間 平成30年 6月 ~ 平成30年 7月 件数 衛星契約 1
取扱金融機関 口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	次回振替予定日 平成30年 8月27日
上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。	
日本放送協会 	

領収書等添付票





費目	事務費	整理番号	4-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

 放送受信料領収証	
西嶋 裕作 様 お客様番号 266-9132-767 振替日 平成30年 8月27日	
領収金額 (消費税を含みます) 4,460 円	お支払期間 平成30年 8月 ~ 平成30年 9月 件数 衛星契約 1
取扱金融機関 口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	次回振替予定日 平成30年10月26日
上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。	
日本放送協会 	

 放送受信料領収証	
西嶋 裕作 様 お客様番号 266-9132-767 振替日 平成30年10月26日	
領収金額 (消費税を含みます) 4,460 円	お支払期間 平成30年10月 ~ 平成30年11月 件数 衛星契約 1
取扱金融機関 口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	次回振替予定日 平成30年12月26日
上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。	
日本放送協会 	

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	4 - 4
【領収書その他の書面の添付欄】			
 放送受信料領収証			
西嶋 裕作 様 お客様番号 266-9132-767 振替日 平成30年12月26日			
領 収 金 額 (消費税を含みます) 4,460 円	お支払期間 平成30年12月 ~ 平成31年 1月		
件数 衛星契約 1			
取扱金融機関 □座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	次回振替予定日 平成31年 2月26日		
上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。			
日本放送協会 			
<hr/>			
 放送受信料領収証			
西嶋 裕作 様 お客様番号 266-9132-767 振替日 平成31年 2月26日			
領 収 金 額 (消費税を含みます) 4,460 円	お支払期間 平成31年 2月 ~ 平成31年 3月		
件数 衛星契約 1			
取扱金融機関 □座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	次回振替予定日 平成31年 4月26日		
上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。			
日本放送協会 			

費目別支出内容一覧表

議員名 西嶋 裕作

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ 事務費 ・人件費		整理番号	5-1
事業内容	コピー代			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	4月～6月分	2,630	1,315	
	7月～9月分	2,268	1,134	
	10月～12月分	3,152	1,576	
	1月～3月分	18,842	9,421	
		《合計》	26,892	13,446
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他の活動(50%) ※月ごとに按分(1円未満切り捨て)			

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費		整理番号	5-2
【領収書その他の書面の添付欄】				
領収書等に宛名の無い紙で 西島 裕作宛てに 相違ありません。				
03	30-07-23	(セックス)	自払	2,630
18	30-10-23	(セックス)	自払	2,268
18	31-01-23	(セックス)	自払	3,152
	31-04-23	(セックス)	自払	18,842

費目別支出内容一覧表

議員名 西嶋 裕作

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ 事務費 ・人件費			整理番号	6-1
事業内容	電話機リース代				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月～3月分	75,600	75,600		
		《合計》	75,600	75,600	
按分割合 積算根拠	<u>政務活動 (100%)</u> 政務活動 (100%)				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	6-2
【領収書その他の書面の添付欄】			
領収書等に宛名が無いものは 西嶋裕作 宛に 相違ありません。			
03	30-04-04	(セゾナーリース) 自払	6,300
13	30-05-07	(セゾナーリース) 自払	6,300
17	30-06-04	(セゾナーリース) 自払	6,300
24	30-07-04	(セゾナーリース) 自払	6,300
08	30-08-06	(セゾナーリース) 自払	6,300
11	30-09-04	(セゾナーリース) 自払	6,300
17	30-10-04	(セゾナーリース) 自払	6,300
22	30-11-05	(セゾナーリース) 自払	6,300
06	30-12-04	(セゾナーリース) 自払	6,300
11	31-01-04	(セゾナーリース) 自払	6,300
22	31-02-04	(セゾナーリース) 自払	6,300
2	31-03-04	(セゾナーリース) 自払	6,300

費目別支出内容一覧表

議員名 西嶋 裕作

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ 事務費 ・人件費			整理番号	7-1				
事業内容	コピー機リース代								
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容					
	4月～3月分	24,883	24,883						
		《合計》	24,883	24,883					
按分割合 積算根拠	<table border="0"> <tr> <td>政務活動 (100%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>政務活動 (100%)</td> <td></td> </tr> </table>					政務活動 (100%)		政務活動 (100%)	
政務活動 (100%)									
政務活動 (100%)									

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	7-2
【領収書その他の書面の添付欄】			
領収書等に宛名の無いものは西島様作宛にて相違ありません。			
12/30-07-09	(日立キャピタル)割賦 20,790	24,883	コピ-機 12900 (30.6 ~ 31.5月分) → 30.6 ~ 31.3月分
17/29-07-07	(日立キャピタル)割賦 29,770	24,883	コピ-機 12900 (29.6 ~ 30.5月分) → 30.4 ~ 30.5月分
$24883 \text{ 円} \times \left(\frac{2}{12} + \frac{10}{12} \right) \times \frac{1}{1} = 24883 \text{ 円}$			

費目別支出内容一覧表

議員名 西嶋 裕作

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費			整理番号	8-1
	広報費・事務所費・ 事務費 ・人件費				
事業内容	文具代				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	コピー用紙	3,807	1,903		
	FAXインクトナー	21,600	10,800		
	プリンターインク	2,440	1,220	ポイント付与無し	
	プリンターインク	2,440	1,220	ポイント付与無し	
	プリンターインク	1,220	610	ポイント付与無し	
		《合計》	31,507	15,753	
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他の活動(50%) ※月ごとに按分(1円未満切り捨て)				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	8-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

通常払込料金 加入者負担	振替払込請求書 兼受領証																
加入者名	ウェルネット株式会社(カウネット) <small>カウネット担当販売店：エムシーツ株式会社</small>																
金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td></td> </tr> </table>	千	百	十	万	千	百	十	円				3	8	0	7	
千	百	十	万	千	百	十	円										
			3	8	0	7											
住所非表示	西嶋裕作事務所 様																
ご請求年月：2018年05月度 請求書番号：47346568 <small>コンビニ取扱店様</small>																	
日附印	30-06-25 山口神田 郵便局 (55345) N94110010																

この受領証は、大切に保管してください。

通常払込料金加入者負担	(随)
電話料金等払込受領証兼収入金領収控	
ご請求額	¥21,600
整理番号	06400-7718
西日本電信電話株式会社 00140-7-900500	
随時	62
お支払期限	12月28日
お客様氏名 西嶋裕作後援会事務所 様	
収納連絡先(金融機関専用) 0120-017669	
領収日付印	30-11-26 山口神田 郵便局 (55345) N94370006

(金融機関等保管)

6/25 20-用紙 1/2枚 1903円

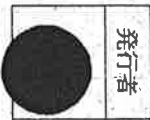
1/26 Fax付用紙 1/2枚 10,800円

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	8-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

EDION
エディオン



発行者

消費税等180円含んでおります

金額 ¥2,440 -
 西嶋 裕子
 4/24 701179-127付

2018年04月24日

領収証

株式会社 エディオン
 (作成地) 大阪府大阪市北区中之島二丁目
 3番33号



金額	内訳
現金 2,440	
クレジット	0
ギフト券等	0
ポイント	0
未収	0

発行店 山口本店
 電話番号 083-923-3111
 No.302153646

EDION
エディオン

領収書兼お買上明細

エディオンはリフォーム顧客満足度
 総合1位に選定されました！
 【安心】【丁寧】【お得】の
 エディオンを今後とも
 宜しくお願いいたします

発行日 2018年05月21日(月) 13:37
 店: 00143 山口本店

電話 083-923-3111

担当者: [Redacted]
 No. 00143-302-190804 POS: 302
 取引種別: 持帰

プリンタ消耗品
 エプソン
 ICMB23
 4865957915936 2 ¥2,440
合計金額 ¥2,440
 (内消費税 ¥180)

現金領収額 ¥2,440

お預り ¥5,000
 お釣り ¥2,560

今回ポイント 68ポイント
 このポイントはエディオンカード・
 IDカード会員様のみ有効です。

商品の返品・交換につきましては
 必ずこのレシートをお持ち下さい。
 お持ちでないと対応致しかねます。

株式会社 エディオン
 (作成地) 大阪府大阪市北区中之島二丁目3番33号



4/24 701179-127付
 1/2 現金 1200円

5/1 701179-127付
 1/2 現金 1200円

※ポイント付与済

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	A-4
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】



領収書兼お買上明細

エディオンはリフォーム顧客満足度
総合1位に選定されました！
【安心】【丁寧】【お得】の
エディオンを今後とも
宜しくお願いいたします

発行日 2018年10月15日(月) 11:37

店: 00143 山口本店

電話 083-923-3111

担当者: [REDACTED]

No. 00143-302-419443

POS: 302

取引種別: 持帰

プリンタ消耗品

エプソン

ICY23

4965957915974 1 ¥1,220

合計金額 ¥1,220

(内消費税 ¥90)

現金領収額 ¥1,220

お預り ¥1,220

お釣り ¥0

今回ポイント 34ポイント
このポイントはエディオンカード・
IDカード会員様のみ有効です。

商品の返品・交換につきましては
必ずこのレシートをお持ち下さい。
お持ちでないと対応致しかねます。

株式会社 エディオン
(作成地) 大阪府大阪市北区中之島二丁目3番33号



お客様の声をお聞かせください。
WEBアンケート実施中!

30.10.15

プリンターインク代

1/2 持ち 610円 支払

※ ポイント

付与済

費目別支出内容一覧表

議員名 西嶋 裕作

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u>			整理番号	1-1	
事業内容	事務所職員給与					
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容		
	4月分	75,000	37,500	1名		
	5月分	75,000	37,500	1名		
	6月分	75,000	37,500	1名		
	7月分	125,000	62,500	1名		
	8月分	75,000	37,500	1名		
	9月分	75,000	37,500	1名		
	10月分	75,000	37,500	1名		
	11月分	75,000	37,500	1名		
	12月分	125,000	62,500	1名		
	1月分	75,000	37,500	1名		
	2月分	75,000	37,500	1名		
	3月分	75,000	37,500	1名		
	《合計》	1,000,000	500,000			
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他の活動(50%) ※月ごとに按分(1円未満切り捨て)					

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

※別に所在の後援会事務所での業務あり

給料支払明細書

費目 人件費

按分割合 = $\frac{\text{調査研究活動(50\%)}}{\text{調査研究活動(50\%)+議員活動(50\%)}$

支払先 住所 XXXXXXXXXX

氏名 XXXXXXXXXX

区分	支払い月日	支払い総額	政務調査費	受領印	後援会	受領印
4月分給料	H30年4月26日	75,000	37,500	●	37,500	●
5月分給料	H30年5月25日	75,000	37,500	●	37,500	●
6月分給料	H30年6月25日	75,000	37,500	●	37,500	●
一時金	H30年7月26日	50,000	25,000	●	25,000	●
7月分給料	H30年7月26日	75,000	37,500	●	37,500	●
8月分給料	H30年8月27日	75,000	37,500	●	37,500	●
9月分給料	H30年9月25日	75,000	37,500	●	37,500	●
10月分給料	H30年10月25日	75,000	37,500	●	37,500	●
11月分給料	H30年11月26日	75,000	37,500	●	37,500	●
一時金	H30年12月25日	50,000	25,000	●	25,000	●
12月分給料	H30年12月25日	75,000	37,500	●	37,500	●
1月分給料	H31年1月25日	75,000	37,500	●	37,500	●
2月分給料	H31年2月25日	75,000	37,500	●	37,500	●
3月分給料	H31年3月25日	75,000	37,500	●	37,500	●
合計		1,000,000	500,000	●	500,000	●

西嶋裕作 県政報告

編集・発行
西嶋裕作事務所
山口市楠木町1-38
☎ (083) 921-6300
FAX (083) 921-6363
HP www4.ocn.ne.jp/~yusaku-n
E-mail yusaku-n@cronos.ocn.ne.jp

県政報告

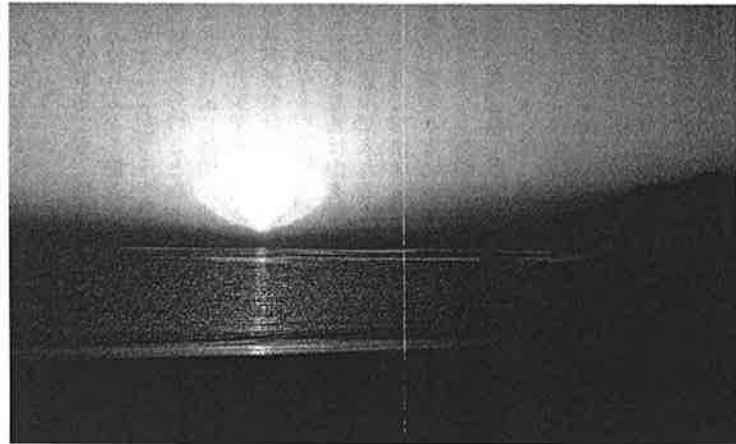
二十年間 お世話になりました



山口県議会議員 西嶋 裕作

新年明けましておめでと
うございます。
今年も厳しい
年となりそうです。元気で
明るく生きて行けば誰から
も批判を受けることはない
と思えます。
皆様のご健康とご多幸を
お祈りいたします。

山口県議会議員 西嶋 裕作
ありがとうございました。最後と申しま
してもお付き合いまで終わ
るわけはありません。お世
話になった方々との交流や
懐かしさは残るものと信じ
ています。
とは言え、今年も厳しい
年となりそうです。元気で
明るく生きて行けば誰から
も批判を受けることはない
と思えます。
皆様のご健康とご多幸を
お祈りいたします。



2018年12月 西嶋撮影

平成三十年二月 本会議一般質問

本会議一般質問 (要約・抜粋)

国・県・市の予算
西嶋 二〇一八年度予算で
すが、教育の無償化などの
「人づくり革命」や「生産性
革命」が打ち出されたもの
の、財源確保の見直しは暗
く、金融政策の手詰まり感
も強い。そして財政健全化
への道筋はいまだに見えて
いません。

総務部長 現時点で、平成
三十一年度以降の対応は明
らかにされておられません。
地方財政は国の予算や地方
財政対策に大きな影響を受
けることから、県としては、
社会保障費の増大する行政
需要を地方財政対策に確実
に反映し、これに要するよ
うする財源措置が十分にな
されるよう、引き続き政府
要望等、あらゆる機会を通
じて国に求めてまいります。

中小企業対策
西嶋 企業数の九九%以上
を占める中堅・中小企業は
本県の経済・雇用を支えて
いる重要な存在ですが、少
子高齢化や国際化・情報化

の進展など、経営課題が複
雑化、高度化しており、極
めて重要な位置にあります。
県内企業の後継者不在率は
七六・四%となっており、都
道府県別ランキングで二位
だったようです。中国地方
に本社を置く一万八三二三
社の後継者の有無を聞いた
結果、「いる」は二九・四%
にとどまり「いない」や「決
まっていない」が七〇・六%
を占め、売り上げや従業員
数など企業の規模が小さい
ほど不在率が高まる傾向に
あるようです。

農林水産部長 人材育成に
ついては、食品加工からマ
ケティングまで幅広く学
べる「六次産業化人材育成
研修」に積極的な参加を呼
びかけ、試作品づくりをカ
リキュラムに加えるなど研
修内容の充実を図ります。
また、専門家の助言を踏ま
えた加工機器整備や、パッ
ケージの鍵となるパッケージ
デザイナーの制作などを支

援実績を共有するネット
ワークを構築していきます。
農業問題
西嶋 農林水産物を生産す
る一次産業としてだけだ
なく、カット野菜や漬物加工
などの二次産業、さらには
農家レストランや直売所
の販売などの三次産業まで
含め、一次から三次まで一
体化した産業として農林水
産業の可能性を広げ、所得
を増やそうとする取り組み
です。

後継者不足イコール廃業
とならないよう対策が必要
ではないかと思えますが、
いかがお考えでしょうか、
お尋ねします。
人口減少が進む中、厳し
い経営環境の中で中堅・中
小企業が経営基盤を強化し
成長していくことができる
よう、意欲的な中堅・中小
企業を積極的に応援してい
くことが必要と考え、後継
者不足イコール廃業となら
ないよう対策が必要ではな
いかと思えますが、いかが
お考えでしょうか、お尋ね
します。

今年度から併設した「後
継者人材バンク」に登録さ
れた創業希望者とのマッチ
ングを行っているところで
す。こうした取組と併せ、
市町や商工会議所・商工会、
中小企業診断士などの専門
家による、各地における支
援実績を共有するネット
ワークを構築していきます。

されるなど、目に見える形
で成果が出ております。
子供への承継希望の割
が全国より高い本県では、
承継の備えが遅れ廃業につ
ながりやすいことから、第
三者への承継を進めること
が必要です。

小児・周産期医療
西嶋 ①複数の二次医療圏
をカバーする小児救急医療
拠点の整備等により小児救
急医療体制の確保が必要で
はないか。
②小児科以外の医師に対す
る研修が必要ではないか。
③災害発生時に、円滑に実
施するための調整等を行う
「災害時小児周産期リエン
ジ」の陽性確保も重要。

生涯現役社会づくり
西嶋 第六次やまぐち高齢
者プランでは、高齢者がそ
の豊かな知識や経験を生か
し、地域を支える担い手と
して積極的に社会参加する
ことが期待され、ボランティア
等が高齢者が活躍する生
涯現役社会の実現に向けて
取り組むを推進するとなっ
ているが。

知事 第六次やまぐち高齢
者プランの施策の柱の一つ
として「高齢者が活躍する
地域社会の実現」を掲げ社
会参加の促進に取り組んで
いる。また、生涯現役推進
センター等と連携し高齢者
向けの生涯学習や、健康づ
くりに関する情報発信のほ
か、「あいかさね」とを活
用したボランティア活動へ
の参加促進に取り組んでい
る。

健康福祉部長 重篤な小児

援してまいります。

平成三十年十二月
本会議一般質問

健康福祉部長 重篤な小児

救急患者に対応できる小児医療圏を定め、複数の保険医療圏をカバーできる体制を確保している。小児医療を担う医療従事者の確保では小児のプライマリケアに必要な研修会を開催している。「災害時小児周産期リエゾン」の確保については、昨年度までに総合周産期母子医療センターの医師四名が養成研修を終了し、今年度も四名が受講する。

くらしの安心・安全について
西嶋 消費者の食品に対する不安を解消し、食を目的とする環境の変化に対応するため、喫緊の課題である「食の安心・安全」の確保にどのように取り組まれるのか。

環境生活部長 食品表示の適正化については、現在、経過措置とされている栄養成分や原産地等の表示について、業種ごとにきめ細かく表示制度を開設する講習会を開催するなど、事業者の自主的な取り組みを支援する。

農林水産部(こいつ)
農業、漁業への就業は、若者の中には関心を持つ人もいると思う。

①しかし、自営就農を目指す方が、農地の取得や機械代の捻出ができません、あきらめる方が多いのではないかと。であれば、農地や機械を貸し与える発想はいいか。

②それでもハードルが高い人には、自宅から農地まで通勤し農業に従事する通勤

農業への就業を進めてはどうか。

③法人就業でも、最近の若い人は休みなく働き続けるようなことが考えられない。地域や自分のことなどにある程度自由に時間を使えるような就業環境が揃えば、農業漁業は今の状況から抜け出せるのではないかと。

④森林の整備は山を県が買い入れ自由に入れるようにすることで解決する。無論素人で無理なところは業者任せるとしたらどうか。

農林水産部長 ①自営就農等を開始する際、農地や機械等の貸与については、農地中間管理機構を通じて初期の負担軽減を図っている。

②ハードルの高い人には県農林振興公社等において就業相談に対応するほか、法人就業に必要な技術や資格を習得できる社会人研修などがある。

③さらに若者がある程度自由に時間を使えるような場合ワーク・ライフ・バランスの意識の高まりを踏まえて経営者意識の向上に取り組む。

④林業経営に適した国の制度が始まることからこの円滑な導入に努めます。

人事委員会報告(こいつ)
西嶋 今年の勧告では、来年四月から行うべきとされた給与水準の見直しに当たって考慮すべき事項について調査・報告が行われていない。

また、総務副大臣通知の技術的からすれば勧告の中に基本的な考え方方に問題があると考えられる。また、給与が引き下げられれば県職員を志さず方に問題にならないか。

再質問 来年度かりに三割程度アップしたら五割となるが大丈夫か。副大臣の助言は諸手当を含めた総額で比較するよう求めているがどうなっていくのか。

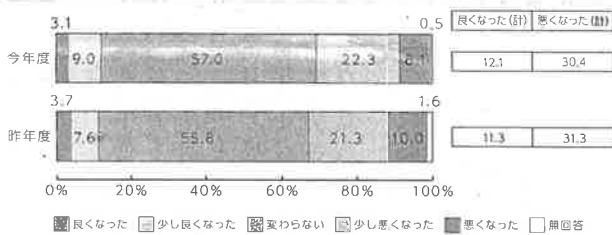
人事委員長 人事委員会勧告は労働基本権制約の代償措置としてある。今回の勧告は近年漸増傾向にあることから来年度四月からの給与水準を勧告した。給与決定原則に反するものではない。

県職員志望者に対して問題とならないかとの指摘につきましては説明会等で地域社会に貢献できるやりがいのある仕事と説明する。

くらしのアンケート

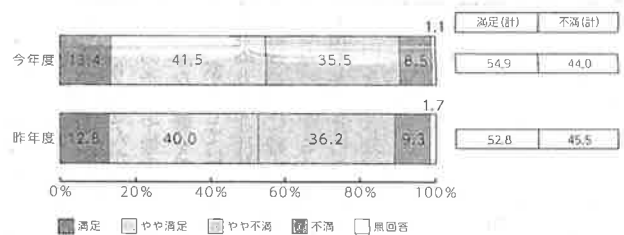
1-1. くらし向きの変化

Q1-1 いまのお宅のくらし向きは、2~3年前に比べて… (〇は1つ)



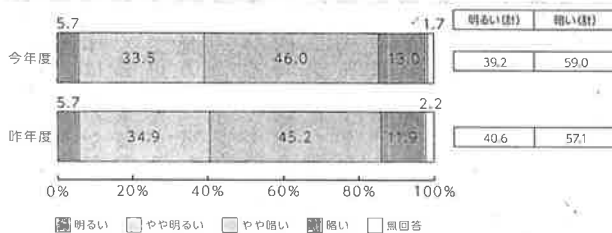
1-2. くらしの満足度

Q1-2 いまのお宅のくらし向きにあなたは… (〇は1つ)



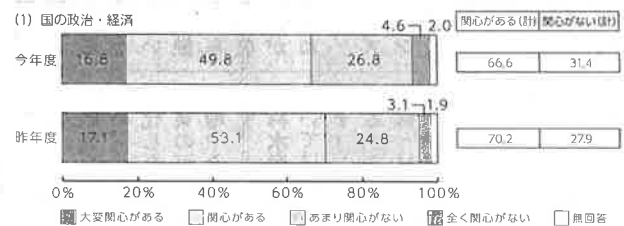
1-3. 今後の生活の見通し

Q1-3 これからのお宅の生活の見通しは… (〇は1つ)



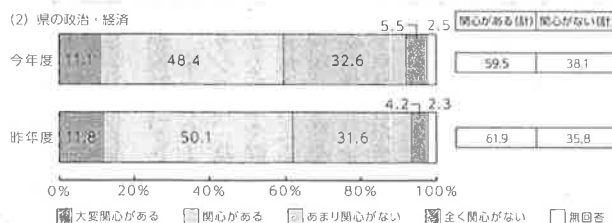
2-1. 国の政治や経済への関心

Q2 あなたは、国や県、市町の政治・経済についてどの程度関心がありますか。(〇はそれぞれ1つずつ)



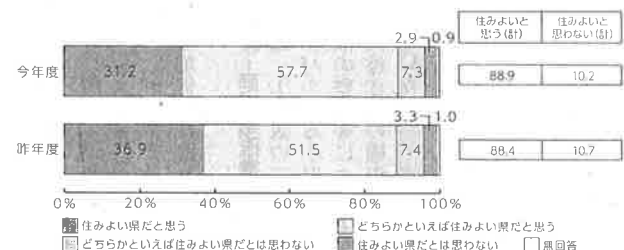
2-2. 県の政治や経済への関心

Q2 あなたは、国や県、市町の政治・経済についてどの程度関心がありますか。(〇はそれぞれ1つずつ)

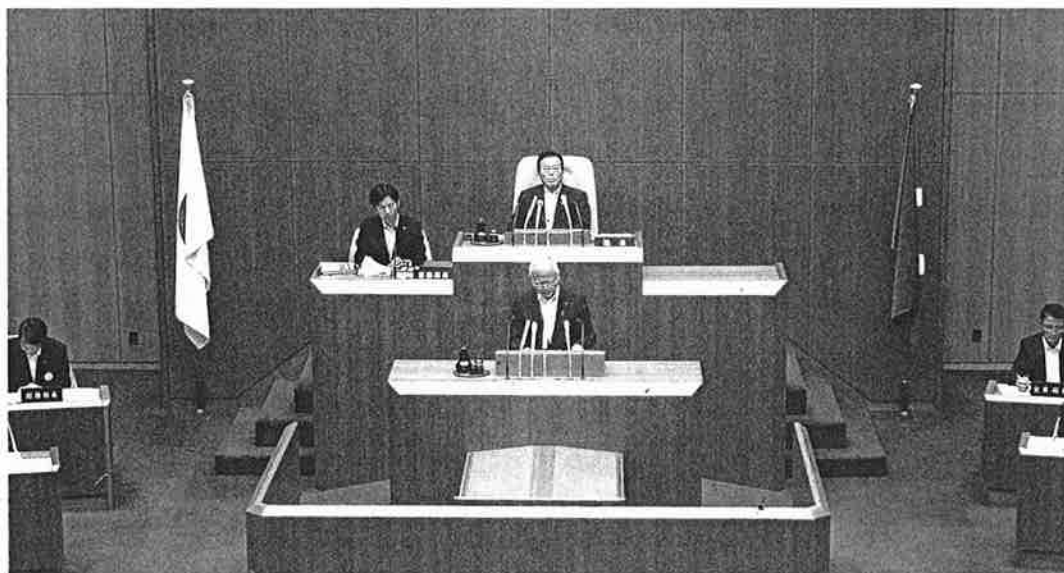


3-1. 山口県の住みよさ

Q3-1 あなたにとって、山口県は住みよい県だと思いますか。(〇は1つ)



県議会活動報告



(平成29年6月定例会一般質問)

山口県議会議員 西嶋裕作

2018年6月

山口県議会活動報告

山口県議会議員

県職労特別執行委員 西嶋 裕作

はじめに

おはようございます。民進・連合の会の西嶋でございます。一般質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まずは知事、ご当選おめでとうございます。

この勢いで突っ走ることやめて、慎重に物事を進めていきましょう。このことだけを、お祝いと共に申し上げておきます。

ところで安倍総理は、憲法改正を狙っているようですが、憲法は国会審議の結果改正するかしないかを定めるもので、内閣が先走るものでもないことをお互い認識しておくことが必要だと思います。総理がこのことを中心に国会論争に挑んでいるように思えてしょうがありません。

憲法改正の手続きは、国会議員（衆議院 100 人以上、参議院 50 人以上）の賛成により憲法改正案の原案が発議され、衆参各議院においてそれぞれ憲法審査会で審査されたのちに、本会議に付されます。両院それぞれの本会議にて 3 分の 2 以上の賛成で可決した場合、国会が憲法改正の発議を行い、国民に提案したものとされます。なお、憲法の改正箇所が複数ある場合は、内容において関連する事項ごとに区分して発議されます。国民投票の期日、国民投票は、憲法改正の発議をした日から起算して 60 日以後 180 日以内となっています。

もともと憲法は権力者を拘束するものです。このことをしっかりと確認していかうではありませんか。

国の財政問題について

西嶋 国民に生活水準を聞くと「中」と答える人が 92.1%で「下」が 4.8%ではないかと井手英策慶應義塾大学教授は話されました。

「誰かがしんどい」ではなく「みんなが不安」という現実を受け止めなければならぬ。「置き去りにされた中間層」問題は、「中間層」の不満の爆発に近いとも言われていました。アベノミクスによる経済の実質成長は平均で 1.1%

であり、安倍政権の4年間で収入は0.6%増で今後収入が毎年1%ずつ増えても2029年にやっと1997年の収入に戻るペースです。世帯収入はこの20年で2割近く低下し勤労者世帯でも14%の低下となっています。

加えて、883兆円の公債発行残高は国民1人当たり約700万円となり、勤労者世帯の平均年間可処分所得は約514万円で、貯蓄ゼロ世帯15.6%となっています。

私たちは、国の財源保障責任を極めて重視しており、現在の地方自治体の財政力格差は、国と地方の税源配分のあり方、戦後の国の経済政策による人口移動の結果として生み出されたものであることを忘れてはなりません。

さて、2018年度予算ですが、教育の無償化などの「人づくり革命」や「生産性革命」が打ち出されたものの、財源確保の見通しは暗く、金融政策の手詰まり感も強い。そして財政健全化への道筋はいまだに見えてきません。

先行き不透明な時代だからこそ、人々の生活不安や社会保障へのニーズは高く、自治体といえども財源論から逃げてはられません。2018年度からは国保の広域化がスタートし、地方公会計システムの運用が本格化します。

国債発行額は33.7兆円と前年度当初を下回りましたが、依然、国債依存度は34.5%と歳入の3割以上が借金頼みです。歳出総額は補正予算と合わせると99.4兆円で、近年実質100兆円予算が常態化しており、歳出膨張に歯止めはかかっていません。

ただ、税収が前年度比1.4兆円程度の増加に対し国債発行額の減額は0.7兆円程度と税収増加の半分に過ぎません。

日本の経常黒字も中長期的には縮小し、2020年代には赤字に転じるとの試算もあり、国内の資金で賄える余裕も次第に小さくなる可能性も否定はできません。

さて、このように、国の財政状況が非常に厳しく、先行が見通せない状況において、本県の財政運営はどうなっているのでしょうか。

このたび、県は、平成33年度末までの行財政構造改革の取り組みの具体的な内容を明らかにしました。それによりますと、改革期間において、徹底した行財政構造改革を進めることによって、本県の歳入水準に見合った歳出構造への転換を図りながら、一方で、歳出構造への転換効果が発現するまでの間、臨時的な財源確保対策にも取り組むこととされています。

こうした、財政健全化をしっかりと実行していくためには、国のしっかりとした地方財政措置が前提であることは言うまでもありませんが、先に指摘したように、国の財政状況の改善の兆しが見えない中で、本県の財政健全化に向けた道のりをどのように描くかという点が課題であると考えます。

そこでお尋ねします。

この度の行財政構造改革における収支見通しの算定にあたっては、国の財政措置をどのように見込んだのか、また、今後国からの財政措置を確保していく

ため、県としてどのように対応していくのか、お尋ねします。

総務部長 県では、この度の予算編成過程を通じて、行財政改革統括本部の下、徹底した歳出構造改革や財源確保対策の確実な具現化に取り組み、収支均衡した持続可能な財政構造への転換に一定の道筋をつけることができたところです。

お示しの収支見通しについては、近年、国の「経済財政運営と改革の基本方針」等に基づき、地方一般財源総額が実質的に同水準で確保されてきたことを踏まえ、平成30年度の地方財政対策をベースに、改革期間中の地方一般財源総額が同水準で維持されることを前提として算定しています。

現時点で、平成31年度以降の対応は明らかにされておりませんが、地方財政は国の予算や地方財政対策等に大きな影響を受けることから、県としては、社会保障費等の増大する行政需要を地方財政対策に確実に反映し、これに要する財源措置が十分になされるよう、引き続き、政府要望等、あらゆる機会を通じて国に求めてまいります。

地方財政計画について

西嶋 2017年度補正予算と2018年度予算は一体のものとして編成され切れ目なく執行することができるため、こうした予算編成を私どもは「15か月予算」と呼んでいます。このような手法は、景気対策などの面で有効であるとの評価がある一方で、本来通常の予算として盛り込むべきものを比較的注目度の低い補正予算として計上することにより、必要な議論を避けるために利用しているのではないかという批判もあります。

そこで、2017年度補正予算に目を移しますと、後で触れます2018年度予算と一体として執行される部分としまして、生産性革命・人づくり革命(4,822億円)となっています。

災害復旧等・防災・減災事業(1兆2,567億円)、総合的なTPP等関連政策大綱の実現に向けた施策(3,465億円)で、農地のさらなる大区画化、農業農村整備事業(902億円)、畜産クラスター事業(575億円)、産地パワーアップ事業(447億円)ですが、これらを補正予算として計上することをどのように説明できるでしょうか。

さらに問題なのは、「その他喫緊の課題等への対応」(6,219億円)であります。この事業は、一層厳しさを増す我が国周辺の安全保障環境等に対応するための自衛隊の運用態勢の確保、弾道ミサイル攻撃への対応、戦略的海上保安体制の構築等など、後のものは国際機関拠出金、すまい給付金、東京パラリンピック大会開催準備などであります。

いずれにしても、自衛隊の運用態勢については本来、本予算で議論されるべきものではないでしょうか。併せてこのような補正の在り方が常態化しないよ

う監視を強める必要があると思います。

さて、地方財政計画ですが、8兆6千9百億円で、地方一般歳出については7兆1千2百億円で、地方財政計画全体の規模や一般財源等は前年度を上回るものとなっています。

地方交付税は、1兆6千85億円で、地方税等は、4兆4千8億円で、

一般行政経費は、全体で2017年度比約1.4%増の約37兆600億円で、うち補助分は約2兆2千400億円となっています。

なお、単独分のまち・ひと・しごと創生事業費は1兆円で前年同額、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費については、国民健康保険基盤安定制度4,494億円や後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度3,089億円、都道府県繰入金6,469億円、国保財政安定化支援事業1,000億円の合計1兆5,052億円となっています。

同時に国も基金について調べています。都道府県は3兆1千億円、市町村は4兆8千億円の増加となっています。

30年度の地方財政計画を巡っては、国の経済財政諮問会議などが、地方の基金が増加していることを理由に「国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて地方財政計画への反映等の改善方を検討すべき」と提言し、地方への影響が懸念されていました。

本県においては、行財政改革に取り組んでいることから明らかなように、財源調整用基金は平成28年度当初予算時点で初めて年度末の残高見込みが100億円を割り込み、30年当初では年度末残高を78億円と見込むなど、年々、取り崩しによって減少傾向となっております。このため、本県では、経済財政諮問会議が指摘するような基金をため込む状態にはありませんが、こうした地方交付税削減に向けての議論は今後とも注視して行かなければなりません。

そこでお尋ねします。30年度の地方財政計画をどのように評価しているのか、また、この間の都道府県の基金を巡る現状をどう捉え、今後、どのように対応していくおつもりか、お尋ねします

総合企画部長 平成30年度地方財政対策では、地方の一般財源総額については、前年度を上回る6兆2千1百億円を確保するとともに、地方交付税を1兆6千億円確保しつつ、臨時財政対策債が対前年度1千億円の減に抑制されたところで

また、リーマンショック後の緊急対策として地方財政計画に計上されてきた歳出特別枠の廃止に伴い、公共施設等の老朽化対策の対象事業の拡充や社会保障関係の地方単独事業費の増に対する歳出として同額が確保されています。

これらは、地方六団体等が要請していた趣旨に沿うものであり、本県として

も評価をしています。

一方、お示しの基金を巡る状況については、国と地方の財政制度の相違や、各地方自治体が、各々の責任と判断で、適切に基金を活用しながら財政運営を行っているという実態を踏まえる必要があります、地方全体の基金の増加のみをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当でなく、断じて容認できません。

特に、本県においては、行財政構造改革の取組を通じて、財源調整用基金の回復に取り組んでいるところであり、国に対しては、地方自治体の基金残高と関連付けた地方交付税の削減を行わないよう、引き続き、全国知事会等を通じて強く求めるとともに、今後の議論を注視してまいります。

新規学卒者の県内就職促進について

西嶋 山口労働局が県内の高校や大学などを今春卒業予定で就職を希望する生徒学生の就職内定状況を発表しております。

就職内定率は、高校生96.1%（前年同期比0.6ポイント上昇）、大学生等86.9%（前年同期比2.3ポイント上昇）で、いずれもこの時期としては現在の形で統計を取り始めた1995年度以降最も高くなったようです。

このうち高校生の県内就職希望者の内定率は95.4%（同0.7ポイント上昇）で過去最高となっています。就職内定者数は2,966人で前年同期と比べ3.2%減少ですが、このうち県内就職内定者数は2,370人で同2.2%の減少にとどまっており、県内就職内定率は若干高まっています。

高校生に対する求人数は5,779人で前年同期比7.2%増加しており、企業の求人意欲は旺盛です。就職希望者は3,085人で前年同期比3.8%減少していますが、このうち県内就職希望者は2,483人で前年同期比3.0%減となっており、県内を希望する生徒の割合は高まっています。

県としては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、今後さらに人口減少が進んでいく中で、経済規模の縮小による需要の減少などが懸念されています。

こうした厳しい経営環境の中においても、中堅・中小企業が、経営基盤を強化し、成長していくことができるよう、意欲的な中堅・中小企業を積極的に応援していく必要があります。

また、人材の定着・還流・移住の推進の項では、県内大学生の約7割が県外で就職し、15歳から24歳までの若者の多くが県外に流出している状況にあります。このため、大学との連携による県内大学への進学促進や、県内大学等が主体的に実施する地域産業を担う人材の育成、新規学卒者の県内定着等を進め、また、高校生や大学生等の若者や女性の就職を支援するとともに、地域や職場における女性の活躍を促進するとされています。

私は、活力みなぎる山口県の創出に向けては、若者の県内定着を実現してい

くことが重要であると考えます。

県として、若者の県内定着に向け、新規学卒者の県内就職の促進について、どのように取り組まれるのか、お尋ねします。

商工労働部長 西嶋議員の御質問のうち、私からは、新規学卒者の県内就職促進についてのお尋ねにお答えします。

本県の最重要課題である、人口減少の流れに歯止めをかけ、「活力みなぎる山口県」を実現するためには、私は、県内産業を支える人材の確保、とりわけ本県の将来を担う若者が県内に就職し、活躍できるよう、支援することが重要と考えています。

また、全国的に雇用情勢の改善が進む中、若者の大企業や都市部企業への志向が高まり、県外への流出が続くことが懸念されることから、若者の県内定着に向けた支援をさらに強化していく必要があります。

特に、お尋ねの新規学卒者は、職業や職場に関する知識・経験に乏しいことから、適切な職業選択と円滑な就職を行うためには、関係者が助言や援助を行うことが必要です。

このため、まず、高校生については、学校における就職支援体制の強化を図るため、来年度新たに、県央部に県内就職促進統括マネージャーを配置し、県内企業情報の分析や広域マッチングを行うこととしています。

また、入学後の早い段階から県内企業の業務内容や魅力を知る取組が重要であることから、新たに、高校1年生と保護者を対象とした企業見学会やセミナーを開催します。

次に、大学生に対しては、高校卒業時に、若者就職支援センターへの登録を働きかけるリーフレットを配布し、早い時期からのセンター利用を促進するとともに、企業PR動画の配信など、若者の感性に訴える効果的な情報発信に努めているところです。

また、県内企業で就業体験を行うインターンシップについては、現在、夏休みを中心に年間約900件の実績がありますが、県内就職への効果が高いことから、来年度は、積極的な広報により、春休み中の実施人数の増加に努めてまいります。

さらに、県外への進学者については、県内企業の情報が届きにくいことから、東京と大阪で就職説明会を開催するとともに、現在県外26大学と締結している就職支援協定に基づき、説明会や保護者会の場を活用し、就職関連情報をきめ細かく提供してまいります。

私は、今後とも関係機関と緊密に連携し、一人でも多くの若者が県内に定着し本県を支える人材として活躍できるよう、新規学卒者の県内就職促進に全力で取り組んでまいります。

中小企業への対応について

西嶋 山口県の瀬戸内海沿岸地域には、本県経済を牽引する基礎素材型産業をはじめとした多くの企業が集積し、本県の特長・強みを伸ばし、地域経済の活性化や雇用の促進につなげていくため県内企業の国際競争力をさらに強化して行くとともに、地域経済への多面的な波及効果が期待できる企業誘致を進め、本県産業の活力を拡大していくことが重要だとされ、基礎素材型産業等の集積や企業が持つ高い技術力を活用し、医療関連産業、環境・エネルギー産業、水素活用など、今後の成長が期待される付加価値の高い産業の育成を促進するとされています。

しかし、企業数の99%以上を占める中堅・中小企業は本県の経済・雇用を支えている重要な存在ですが、少子高齢化や国際化・情報化の進展など、経営課題が複雑化・高度化しており、極めて重要な位置にあります。

一方、後継者問題を抱える中小企業等の円滑な事業承継に向けた支援や、専門高校等での地域産業を支える将来のスペシャリストの育成が課題となっていますが、医療、環境・エネルギー分野で新たな事業化に取り組むベンチャー企業数は2年間の累計では1件です。これでは産業振興による雇用の創出どころではありません。産業振興による雇用の創出はどのようにして進められるのか、お尋ねします。

また、ある新聞報道によりますと、中国5県の企業の約7割が後継者不在の問題を抱えていることが分かりました。全国を9エリアに分けた地域別で北海道に次いで2番目に高くなっており、山口県内企業の後継者不在率は76.4%となっており、都道府県別ランキングで2位だったようです。中国地方に本社を置く1万8313社に後継者の有無を聞いた結果、「いる」は29.4%にとどまり「いない」や「決まっていない」が70.6%を占め、売り上げや従業員数など企業の規模が小さいほど不在率が高まる傾向にあるようです。

人口減少が進む中、厳しい経営環境の中で中堅・中小企業が経営基盤を強化し成長していくことができるよう、意欲的な中堅・中小企業を積極的に応援していくことが必要と、山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略に書かれていますし、新年度の産業維新の中でも地域中堅・中核企業に対する支援の強化や中小企業の生産性向上・産業人材育成への支援などの事業が予定されていますが、この進捗を見なければなりません。後継者不足イコール廃業とならないよう対策が必要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねします。

商工労働部長 ① まず、産業振興による雇用創出についてです。

本県の最重要課題である人口減少に歯止めをかけ、「活力みなぎる山口県」を実現するためには、魅力ある雇用の場の創出につながる付加価値の高い産業の育成が重要です。

このため、医療や環境・エネルギー、水素利活用などの成長分野において、産業技術センターを中心に企業のニーズと大学のシーズのマッチングを進めるとともに、県独自の産業戦略補助金等により、県内企業における研究開発・事業化を促進しています。

こうした取組により、これまでに安全性の高い蓄電池用電解液をはじめ、53件の事業化が実現し、20億円を超える売上や約60人の雇用が新たに創出されるなど、目に見える形で成果が出ています。

また、事業化を促進するためには、独自の技術や製品で新たな市場を切り拓くベンチャー企業の役割が重要であることから、人材育成に取り組む山口大学や金融支援を行う山口銀行等、産学公金が連携したハンズオン支援により、ベンチャー企業の育成に取り組んでいます。

御指摘のように、現時点でのベンチャー設立は1件ですが、これまでの支援を通じて、今後、具体的に2件の設立が見込まれます。

県としては、引き続き、本県の地域特性や強みを活かした成長産業の育成に取り組む、雇用の創出を図ってまいります。

② 次に、後継者不在の問題についてです。

本県経済の発展や雇用の確保に重要な役割を担っている中小企業が、その事業活動を継続し持続的に成長するためには、後継者を確保し円滑に事業を承継していくことが極めて重要です。

特に、子どもへの承継希望の割合が全国より高い本県では、承継の備えが遅れ、廃業につながりやすいことから、親族や従業員への承継はもとより、後継者を幅広く確保する観点から、第三者への承継を進めることが必要です。

このため、後継者不在に悩む企業に対し、国の委託を受けて産業振興財団に設置した「事業引継ぎ支援センター」が行うM&Aの支援に加え、今年度からは、併設した「後継者人材バンク」に登録された創業希望者とのマッチングを行っているところです。

来年度は、国の関連施策を活用し、こうした第三者への承継の成功事例を紹介した冊子を作成し周知することにより、早期の後継者確保に向けた経営者の意識醸成を図ることとしています。

こうした取組と併せ、市町や商工会議所・商工会、中小企業診断士などの専門家による支援体制を各地に整備し、地域の実情に応じたきめ細かな支援を展開するとともに、各地における支援実績を共有するネットワークを構築し、県を挙げた取組を進めてまいります。

今後とも、関係支援機関との緊密な連携のもと、地域経済の持続的な発展を支える中小企業の事業承継の円滑化に取り組んでまいります。

農業者への支援について

西嶋 米の生産調整、いわゆる減反政策が平成30年度から無くなります。

日本政府は、日本国内のコメ消費量が減り続ける中、需要と供給のバランスが大きく崩れコメの価格が極端に下がることのないよう、また、国内農家がコメ生産を続けられるよう、生産者が作れるコメの量を毎年、政府が決める減反政策をとり続けてきましたが、大きな方針転換です

また、この減反政策の廃止にあわせて、主食用米を作る生産者への補助金、10アールあたり7500円の米の直接支払制度も取りやめるとしています。

なお、農林水産省の発表によれば、2018年産米の作付を増やすのは山口県のほか5県であり、2017年産米の価格が高く推移したことや業務用米の拡大が理由として見られているようで、減反廃止初年度の混乱は避けられそうだとしています。

農業の就業者はこうれいかが農業の就業者は高齢化が進むほかその数も減少しており、このことだけでも生産を維持するには大変な状況ですが、生産者への補助金が減ることは、農家の所得にとっては大変な打撃を受けることとなります。そのほか、特に中山間地域の多い本県では、米以外の作物への転作を勧められたが何を作ればいいのかという作物生産の問題、1か所対策を取ると他の場所で被害が発生する、いたちごっこの鳥獣被害など多岐に渡る課題が山積しています。

生産者の減少に対し、農地集積で対応しようと考えたがこれも難しい状況であることが明らかとなっています。

集積面積で中国5県内でトップを走る山口県においても目標に大きく届かない状況です。また、転作についても、水田のままでは畑作への転作もできないため、排水対策等を進めていかなければなりません、手を上げてすぐに工事ができるものではありませんし、それ相応の負担も生じます。このような中、どのようにしたら、農家に明るい日差しが差し込むように出来るのか、これを考えなければなりません。

こうした中で私が注目しているのは、6次産業化の取り組みです。

農林水産物を生産する1次産業としてだけでなく、カット野菜や漬物加工などの2次産業、さらには農家レストランや直売所での販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農林水産業の可能性を広げ、所得を増やそうとする取り組みです。こうした、6次産業化の取り組みに対し、国や県などによる支援が行われています。

米生産者への補助金見直しにより、農家の所得減少が見込まれる中、集落を単位とした営農の法人化はもとより6次産業化を更に推進し、生産者自らが農産物の加工・販売を行い、所得を向上させていくことが重要と考えています。

県内の農業者による6次産業化につきまして、県はどのように取り組まれるのか、お尋ねします。

農林水産部長 農業者の所得向上を図り地域を活性化する上で、6次産業化の

取組は重要であり、県では、平成26年に「やまぐち6次産業化・農商工連携サポートセンター」を設置し、新たな商品開発を支援しているところです。

この結果、特徴的なものとして、農業者による自然薯を使ったレトルト食品や岸根栗のスイーツ等の新商品の開発が進むなど、本年度までの商品開発件数はチャレンジプランに掲げる目標の50件を上回る見込みであり、その多くは法人経営体の取組によるものとなっています。

こうした中で、担い手の減少・高齢化の進行や、米政策の見直しなどの環境変化にも対応し、農業者のさらなる所得向上を図るためには、多様な人材や一定の経営基盤を有した法人経営体を主たるターゲットとして、6次産業化を推進していくことが重要であると考えています。

このため、新たに6次産業化にチャレンジする法人経営体の掘り起しとともに、その取組を担う人材の育成や、魅力ある商品開発・販路開拓への支援を行うこととしています。

まず、法人経営体の掘り起しに関しては、個別訪問によるプロモーション活動により、生産の実態や商品開発の意向を把握した上で、サポートセンターに配置したプランナーを派遣するなど、取組の開始に向けたきめ細かな助言・指導を実施します。

また、人材育成については、食品加工からマーケティングまでを幅広く学べる「6次産業化人材育成研修」において、今後の法人経営体の後継者となる若い担い手を中心に、積極的な参加を呼びかけるとともに、試作品づくりをカリキュラムに加えるなど、研修内容の充実を図ります。

さらに、商品開発や販路開拓については、法人経営体の収益に直結することから、専門家の助言を踏まえた加工機器整備や、販売戦略上の鍵となるパッケージデザインの制作などを支援するほか、商品開発後も県内外での展示・商談会を通じ、安定取引に繋がるようサポートしてまいります。

視覚障害者への対応について

西嶋 山口県盲導犬使用者双葉の会は、盲導犬と共に生活しやすい社会環境の実現に向け、毎年県に対して要望活動を続けています。

要望内容は多岐に渡りますが、特に警察関係ではエスコートゾーンや視覚障害者用信号機等の整備をお願いします。と要望が出されております。

エスコートゾーンとは、視覚障害者が横断歩道を外れることなく、道路を横断できるように設置された誘導帯で、横断歩道の中央部に幅50センチメートル程度の突起状のラインが設けられているものです。

近年、当県内においても、公共施設の付近や、歩行者が多い道路を中心に、このエスコートゾーンが設置されているのをよく見かけるようになりました。

エスコートゾーンは、横断歩道の一部ということで、県警察による総合的な

検討を経た後、設置されているものですが、窓口となっただいている県警察では、こうした要望をしっかりと受け止めていただいております、今後も一層、施設の充実に努めていただきたいと思います。

また、視覚障害者の方にとって、道路を横断する際にもう一つ重要な設備が、音響信号です。従来から各地に設置されている、鳥の鳴き声やチャイム音に加え、最近では、「信号が青になりました」とアナウンスする音響信号も加わり、これらは、視覚障害者が信号を渡るタイミングを見極めるうえで欠かすことのできないものです。これらの設備に関しましても、設置や運用の窓口となっている県警察には、多岐にわたる要望や意見に対し、大変なご苦勞をおかけしているところですが、おかげさまで、視覚障害者団体の方からもお礼の言葉が届いております。今後もしっかりと対応していただくことをお願い申し上げる次第です。

視覚障害者にとって、道路を安全に歩行するということは、健常者に比べ、はるかに神経を研ぎ澄まさなければなりません。視覚障害者の方が、少しでも安心して道路を利用できるよう、また、交通事故に遭うことのないよう、交通安全施設の整備の観点からも更なる充実が必要と考えますが、警察本部長のご所見をお伺いします。

警察本部長 視覚障がい者への対応についての2件のご質問にお答えいたします。

まず、視覚障害者の安全を確保するための、交通安全施設の整備方針等についてでございます。

視覚障害者の安全を確保し、交通事故防止を図るための交通安全施設としては、議員ご指摘のとおり、横断歩道に突起体を設置し誘導するエスコートゾーンや、歩行者用信号が青色信号になると鳥の鳴き声で知らせる視覚障害者用付加装置、チャイムと音声で知らせる音響式歩行者誘導付加装置があり、このほかにも、視覚障害者が携帯する白杖の反射シートにより存在を感知し、横断する視覚障害者に、交差点に設置のスピーカーから、信号の灯火情報を知らせる歩行者等支援情報通信システムがあります。

こうした交通安全施設については、視覚障害者の安全を確保し、交通事故の防止を図る上で重要な役割を果たしており、視覚障害者の方々が安全に安心して社会参加出来るようにするためにも、道路管理者や関係機関、団体と連携を図りながら、視覚障害者の利用頻度の高い駅や特別支援学校の施設の周辺等に設置しております。

県警察では、平成29年12月末現在、エスコートゾーンは130箇所、視覚障害者用付加装置は354基、音響式歩行者誘導付加装置は29基、歩行者等支援情報通信システムは27交差点に整備・運用しております。

県警察としましては、今後も、こうした交通安全施設の効果的な整備・運用

に努め、交通事故の起きにくい安全で安心な道路交通環境の整備に努めてまいります。

その他の項で追加提案いただきました議案第84号について質問をします。
西嶋 乗用車の運転手は業務上過失致死罪に問われましたが、勘違いしやすい信号機だったと判断され、2014年に無罪が確定しています。

また、今回の裁判でも本県信号機は通常有すべき安全性を欠くものとして、その設置または管理に瑕疵があったと判断されました。

以下、3点について質問をいたします。

- ① 「適切な判断」を求めていく必要があるとしているが、県の考える「適切な判断」とはどのようなものですか。
- ② 設置又は管理に瑕疵があったとされたが、歩行者専用信号機の設置並びに管理基準はどうなっているのか。
- ③ 「瑕疵」とは法的基準にはずれているもだけでなく、当事者の安全性が欠けている事、と辞書にはありますが、この信号機は安全性の配慮に欠けていたとは考えていないのか。

以上、3点について質問いたします。

警察本部長 まず、『県の考える「適切な判断」とはどのようなものか。』

それと、「この信号機は安全性の配慮に欠けていたとは考えていないのか。」の2点につきましては、係争予定の案件であり、詳細については控えさせていただきますが、第1審において県側としては、信号機が法令に適合して適切に設置されているとともに、平川中学校から山口大学に通じる市道において立て看板を設置するなど、本件交差点手前における一時停止の励行を呼びかけた結果、本件事故発生までに、本件と同様の交通事故が発生しなかったことから、瑕疵はなかったなどの主張をしているところです。

次に、歩行者専用信号機の設置並びに管理基準につきましては、押しボタン式信号機を含めた信号機全般の設置基準として、警察庁において、信号機設置の指針が示されており、当県においても、同指針に基づき設置しているところです。

この指針においては、「自動車の交通量」、「道路幅員」、「信号灯器の視認性の確保」などの必要条件が示されており、これらの必要条件に加え、択一条件として「交通事故の発生状況」や「歩行者の横断需要」などの基準が示されております。

なお、管理基準に当たるものについては、当県において交通安全管理要領を定めておりますが、これについても信号機に関しては、押しボタン信号機を含めた信号機全般についてのものであり、主として信号機が適切に作動するための保守点検の基準を規定したものとなっております。

県議会所属委員会等（30年度）

- ・所属会派
民進・連合の会 代表
- ・所属委員会
総務企画委員会 委員
議会運営委員会 委員